

平成30年第10回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成30年10月12日（金）午前 9時30分
- ・閉会日時 平成30年10月12日（金）午前 10時15分
- ・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室
- ・出席農業委員 10名
 - 1番 井川 輝征 2番 尾上 春樹 3番 宮本 和市
 - 5番 谷口 孝一 6番 塚本 壽 7番 草野 義雄
 - 8番 田口 昭広 9番 寺本眞理子 10番 阪口 修一
 - 11番 片山 幸弘
- ・欠席農業委員 1名
 - 4番 藤井 雅史
- ・出席農地利用最適化推進委員 12名
 - 1番 本郷 昭博 2番 牧 正徳 4番 矢野 解光
 - 5番 田口 宗一 6番 下崎 省一 7番 宮島 正文
 - 8番 坂口 恵美子 9番 道園 浩二 10番 小崎 良一
 - 11番 木川 保 13番 野田 和夫 15番 山田 和治
- ・欠席農地利用最適化推進委員 3名
 - 3番 中川 光春 12番 一川 清 14番 湊上 米作
- ・農業委員会事務局職員 出席者
 - 事務局 長 福田 貴司 事務局次長 平田 秀臣
 - 係 長 川田 康幸 参 事 白菊 大志
- ・議事
 - 日程第1 報告第20号 農地使用貸借権の合意解約の届出について
 - 日程第2 報告第21号 農地形状変更届出書について
 - 日程第3 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
 - 日程第4 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
 - 日程第5 議案第45号 農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から平成30年第10回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 4番藤井雅史委員、3番中川推進委員、14番瀧上推進委員から欠席の報告があります。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は1番井川輝征委員、2番尾上春樹委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第20号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	報告第20号 農地使用貸借権の合意解約の届出について。農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約になりますが、借人の意向です。解約した後は所有者が耕作するということです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第20号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第20号についてはこれで終わります。 次に報告第21号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の2ページをお願いします。 報告第21号農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1番、土地の詳細及び申請者の住所・氏名については記載のとおりです。造成の理由は、客土造成を行い野菜畑として活用する。盛土高は約80cmです。ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は申請者自宅の隣接地で、芦北町役場から北西側に約450mの位置になります。野菜等を作付けするということです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を8番の田口昭広委員にお願いします。
田口昭広	事務局の説明とおりです。家の側で、これに土を入れて、今言われましたように

委員	80 cmくらいの客土にして、野菜を作るということです、皆様方のご審議の程よろしく願いいたします。
片山会長	担当地区の矢野推進委員から何かございましたらお願いします。
矢野推進委員	事務局と田口委員から説明がありましたとおり、異状ないと思います。どうかよろしく願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第21号につきまして、質疑ありませんか。 6番、塚本委員。
塚本委員	ちょっとお尋ねしたいのですが、図面から見ますと整備してあるように感じられますが、排水関係の問題はどうなっているかということをお尋ねしたいと思います。前回の総会の時に話をしたと思いますが、ぽつぽつと埋め立てをして畑にしていくと、最終的に残った所は排水溝が整備されていないと湿地になって稲作もできない状態になるところが方々でみられています。この件についてはあまり審議がされていないで、埋め立ての事は了解されていますけれども、これが実際に問題として出てくるのは、埋め立てが終わって数年すると排水溝が無くなっていくということで、湿地になる訳です。田越しの田んぼであればなおさらこの傾向が強くて、川に落ちる排水溝は一人の田んぼの所にあつて、そこを埋め立てるということは外の排水溝に迷惑がかかるという状況が出てきていますので質問します。
川田係長	現場に行ったのですが、ここはもともと湿地帯で排水溝に関しては上の方に線がありますが、それが排水溝になります。現在も少し埋め立てたてであるのですが、排水した水を次の田んぼで使うのは現場を見た感じでは問題はありませんでした。
片山会長	塚本委員、よろしいですか。
塚本委員	はい。
片山会長	5番、谷口委員。
谷口委員	ここは機構による集積というか、基盤整備の対象になっていますが、田んぼから畑にされても影響はないのかと、早く計石地区の集積が進めばなと思っています。
川田係長	私たちもその辺は知ってまして、ここは2分の1くらいが耕作放棄地の状態で、湿地で基盤整備もずっと前にしていて、道路の整備とか畔の整備がしていなくて耕作放棄になっている状況です。町としても農林水産課全体で基盤整備を考えている地区ですが、なかなか進まなくて、一生懸命住民の方と話し合いを行っているところです。その状況を届出者も、もちろん知っています。ここを80 cm埋めて基盤整備に加えられるのか振興係に問い合わせました。振興係からは、それくらいだったらかの所も客土して基盤整備するので、取り込めるだろうということでした。そのことを届出者に説明したら、それであれば基盤整備に参加をするかもしれないし、それはまだ分からないと、もしかしたら外してほしいということでした。今まで待っていたが、進まないの、しびれを切らして、今回実際に野菜を作りたいかったので、客土をしたいということでございました。本人も

	了解しているし、基盤整備にも編入できるということでした。以上です。
片山会長	福田局長より意見があります。
福田局長	ただいま計石地区の基盤整備のことについて、話が出ましたので少しだけ触れさせていただきたいと思います。計石地区の現状は皆さんごらんのとおりで、ご理解いただいていると思います。 計石地区の基盤整備につきましては、農林水産課と地元の方々と話し合いを行いまして、何とか基盤を整備しましょう、将来に残せる農地に改良しましょうということで、話を以前から進めていたのですが、地元の方々のご意向で基盤整備をするには受益者負担金が伴うというので、何とかそれを負担金なしで、やれることが考えられないかなどといったご意見が強くありまして、ずっと協議は重ねてきましたが、なかなか先に踏み出せなかったという事情がございました。ところが、土地改良法が改正されまして、この基盤整備をしようとする土地を地域の農業を支えてくださいます担い手の方に、集積をある程度できますと受益者負担金が実質0になる法律に改正されましたので、そういうお話を地元としまして、一番皆さんが心配されておりました受益者負担金の件が、解消されそうになりましたので、もう一回話を盛り起こして、実現に向けて取り組みましょうかということを進めているところです。 しかしこれは国から大きな予算を頂かないと実施できませんので、基本構想を作り、基本計画を作り、また最終的には換地なども伴ってきますので、大きなエネルギーと労力を要しますので、今、地元の方々となんとか実現したいというところで、農林水産課が働きかけております。すぐすぐはなかなか動いていかないというジレンマもありますけれども、皆様方のご理解も得ながら、実現したいなと思っているところであります。 ここは15haくらいまとまった農地がありますけれども、町内にもこういうまとまりのある農地がありますので、事例となればいいなということで取り組んでいますので、今後受益者負担金の件は、皆さんと話し合えば何とか解決できる糸口があるかもしれませんので、それを踏まえて基盤整備には取り組んでいきたいと考えております。以上です。
片山会長	計石の現状については農水課長兼事務局長の説明のとおりでございます。また、この進捗につきましては、総会の場なりで皆様方にもお伝えしたいと思います。 谷口委員よろしいでしょうか。
谷口委員	はい。
片山会長	他に報告第21号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第21号についてはこれで終わります。 次に議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

川田係長	議案書の３ページをお願いします。 議案第４３号 農地法第３条の規定による許可申請書審議について。農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、労力不足のため、弟へ贈与する。譲受人事由ですが、自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受ける。となっています。 ピンク色総会資料２ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は「岩本木材製材所」から南側に約５０ｍ及び約６０ｍの位置で譲受人自宅の隣接地になります。現地確認では、ミカン等及び野菜を作付けしてありました。贈与を受けた後も引き続き耕作管理するということでした。 黄色調査書の１ページをお願いします。契約の種類は贈与、申請理由は労力不足で耕作管理できないので、弟へ贈与するということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 ２番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、労力不足により耕作困難なため、譲受人へ売り渡す。譲受人事由ですが、良質な野菜を栽培するため、買い受ける。となっています。 ピンク色総会資料の３ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は「佐敷港フェリー乗場跡地」から県道の北側約８０ｍの位置になります。現地確認では、以前は「みかん」を栽培してあったそうですが、現在は耕作放棄地で草木が茂っていました。買い受け後は、少しずつですが耕作放棄地を解消し、玉ねぎを作付けし耕作管理するということでした。耕作放棄地解消事業の紹介もししてきました。 黄色調査書の２ページをお願いします。契約の種類は売買、申請理由は労力不足で耕作管理が困難になったため、譲受人が買い受けるということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。議案書の４ページをお願いします。 ３番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、町外に在住で、耕作管理が困難な為、譲受人へ無償譲渡する。譲受人事由ですが、譲渡人の要望により、譲り受け適正に耕作管理する。となっています。 ピンク色総会資料の４ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。
------	--

	申請地は芦北方面から「海浦トンネル」を抜けて約1キロいったところの、3号線沿いの位置になります。現地確認では草刈等の管理はしてありました。譲受後も隣接者に迷惑がかからないようコスモス等の花を作付けし管理するということでした。 黄色調査書の3ページをお願いします。契約の種類は贈与、申請理由は町外に在住で耕作管理が困難なため、友人である譲受人が譲り受け、耕作管理するということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を4番の藤井委員ですが、欠席されておりますので担当地区の道園推進委員をお願いします。
道園 推進委員	9日に事務局と現地に行きました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	2番の案件を8番の田口昭広委員をお願いします。
田口昭広 委員	この件は事務局から詳しく説明があったとおりですけれども、譲受人は自分が出る限りここを開発していきたいという強い希望があり、これだけやるのは大変だと思いますけれども、皆様よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の矢野推進委員から何かございましたらお願いします。
矢野 推進委員	説明がありましたように、広さにびっくりしました。現状は荒れ地で大きな木もあり、猪もほじくり返している状況でした。耕作放棄地の解消に向かってやるぞという気持ちがあり、そういう気持ちで何事も頑張っていけば何事も達成できるのではないかと思います。よろしくお願いします。
片山会長	3番の案件を10番の阪口修一委員をお願いします。
阪口修一 委員	事務局の説明どおりでございます。3号線のすぐ脇ということで、管理していただくと景観からもいいのではないかと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第43号について、質疑ありませんか。 5番、谷口委員。
谷口委員	ちょっと確認です。調査書の2ページは土地の表示等が違いますか。
川田係長	すみません、訂正をお願いします。土地の表示等を大字計石字〇〇●ー●他8筆に訂正をお願いします。面積は表示のとおりです。
片山会長	訂正をお願いします。 他に議案第43号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)

	それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番については木川推進委員が関係しておりますので、木川推進委員に一時退席を求めます。 (木川推進委員一時退席) それでは、お諮りします。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 木川推進委員に入室をお願いします。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 4 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 4 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。なお、本案件は施工済みのため、始末書が添付されています。 ピンク色総会資料の 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は J A 湯浦給油所から水俣方面へ約 3 0 0 m 行ったところで、国道 3 号線沿いになります。6 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。7 ページをお願いします。農地区分図を載せています。農地の広がり は 7 4 m² で 1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 黄色調査書の 4 ページをお願いします。契約の種類は売買です。立地基準ですが、農地区分は第 2 種農地（その他の農地）に該当します。申請理由及び代替の可能性ですが「申請者の父が仕事の都合上、昭和 5 3 年に本申請地に個人住宅を新築したが、未登記であったため所有権移転及び地目変更登記を行う案件です。本来なら申請者の父が申請者になりますが、亡くなっていますので相続者である息子さんが申請者になります。昭和 5 3 年に施工済であり、始末書が添付されています。」 代替性については、もう既に施工済ですが、記載のとおり検討されています。一般

基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等は、既に施工済みであり問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は駐車場です。

ピンク色総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は「佐敷小学校」から北西側に約100mの位置になります。黒い網掛け部分が先月の総会で審議した個人住宅の転用箇所になりますが、本審議に関係しておりますので網掛けをしています。9ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。10ページをお願いします。農地区分図を載せています。農地の広がり241㎡で農地の広がりが10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

黄色調査書の5ページをお願いします。契約の種類は売買です。立地基準ですが、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当します。申請理由及び代替の可能性ですが「申請者は、先月の総会で審議していただいた申請地の北側に個人住宅を新築する方になります。申請者は個人住宅を建築するに当って、宅地を譲渡人から買い受けたが、今回の申請地も一括して買い受けるという条件でした。申請地は農地として利用するより、近隣住民の利便性を考慮し、駐車場として整備する案件です。代替性については、記載のとおり検討されています。一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり資金計画、事業計画から転用行為が確実に見込めること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

3番、申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。ピンク色総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は「芦北インター」の北側の位置になります。12ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。13ページをお願いします。農地区分図を載せています。申請地は市街化が著しい区域内にある農地で、「芦北インター出口」から約230mの距離に位置しており、インター出口から300m以内に位置しているので第3種農地に該当します。

黄色調査書の6ページをお願いします。契約の種類は売買です。立地基準ですが第3種農地です。第3種農地は原則転用可能な農地に分類されます。申請理由及び代替の可能性ですが「申請者は現在、持ち家に住んでいるが老朽化したため、建て替えを検討していたが、急傾斜地危険区域であるため、申請地に個人住宅を新設する」案件です。代替の可能性ですが、申請地は第3種農地であるため、代替の可能

	性の検討は必要ありません。一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり資金計画、事業計画から転用行為が確実に見込めること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を 5 番の谷口委員にお願いします。
谷口委員	1 0 月 9 日坂口推進委員と一緒に現場確認に行きました。住宅地で先代が登記を忘れていたということでありました。近くの農地にも影響はないということで判断いたしましたので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の坂口恵美子推進委員から何かございましたらお願いします。
坂口 推進委員	谷口委員の言われたとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を 8 番の田口昭広委員にお願いします。
田口昭広 委員	この件は、先月 5 条の審議をいただいたところです。今事務局からの説明どおり、別に問題は無いと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の矢野推進委員から何かございましたらお願いします。
矢野 推進委員	今説明がありましたとおりでございます。どうぞよろしくお願いします。
片山会長	3 番の案件を 8 番の田口昭広委員にお願いします。
田口昭広 委員	事務局からの説明どおりです。隣地からの同意もいただいております。別に問題は無いと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の田口宗一推進委員から何かございましたらお願いします。
田口宗一 推進委員	田口委員が言われたとおりです。高速道路の下にありますので、ちょっと日照が悪いですが、田んぼには別に問題は無いと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 4 4 号について、質疑ありませんか。 6 番、塚本委員。
塚本委員	3 番の案件ですが、議案資料の 1 2 ページで水路と表示してありますが、農業用水路ですか。
川田係長	現場を見たところ農業用の水路がございました。ただ、これが生活排水路に繋がっておりまして、その後の農地がございませんでした。問題ないと判断してまいりました。
塚本委員	用水路ということであれば、それを管理している組合があるわけですね。この管理者の許可は取ってありますか。

川田係長	排水同意書はもらっています。
塚本委員	水利組合のですか。
川田係長	そうです。花北水利組合からもらっています。
片山会長	塚本委員、よろしいですか。
塚本委員	はい。
片山会長	他に議案第４４号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 １番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第４５号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の６ページをお願いします。 議案第４５号 農用地利用集積計画の審議について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部１番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の３年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ２番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の１年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ３番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第４５号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。

	賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。
--	--

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

会 長

委 員

委 員